

令和5年分 贈与税

相続時精算課税を適用する場合編



国税庁

1 はじめに

1.1	本マニュアルについて	3
1.1.1	本マニュアルの範囲	3
1.1.2	用語説明	4
1.1.3	凡例	4

2 申告書作成

2.1	入力事例について	6
2.1.1	事例の概要	6
2.2	操作画面について	7
2.2.1	贈与税の申告書の作成を開始する前に	7
2.2.2	作成開始	7
2.2.3	提出方法の選択等	8
2.2.4	取得財産の入力	8
2.2.5	特定贈与者等の入力	9
2.2.6	相続時精算課税適用財産の入力	11
2.2.7	取得財産の入力結果（相続時精算課税）	14
2.2.8	取得財産の入力結果	15
2.2.9	贈与税額計算結果表示	17
2.2.10	住所・氏名等の入力	18

1 はじめに

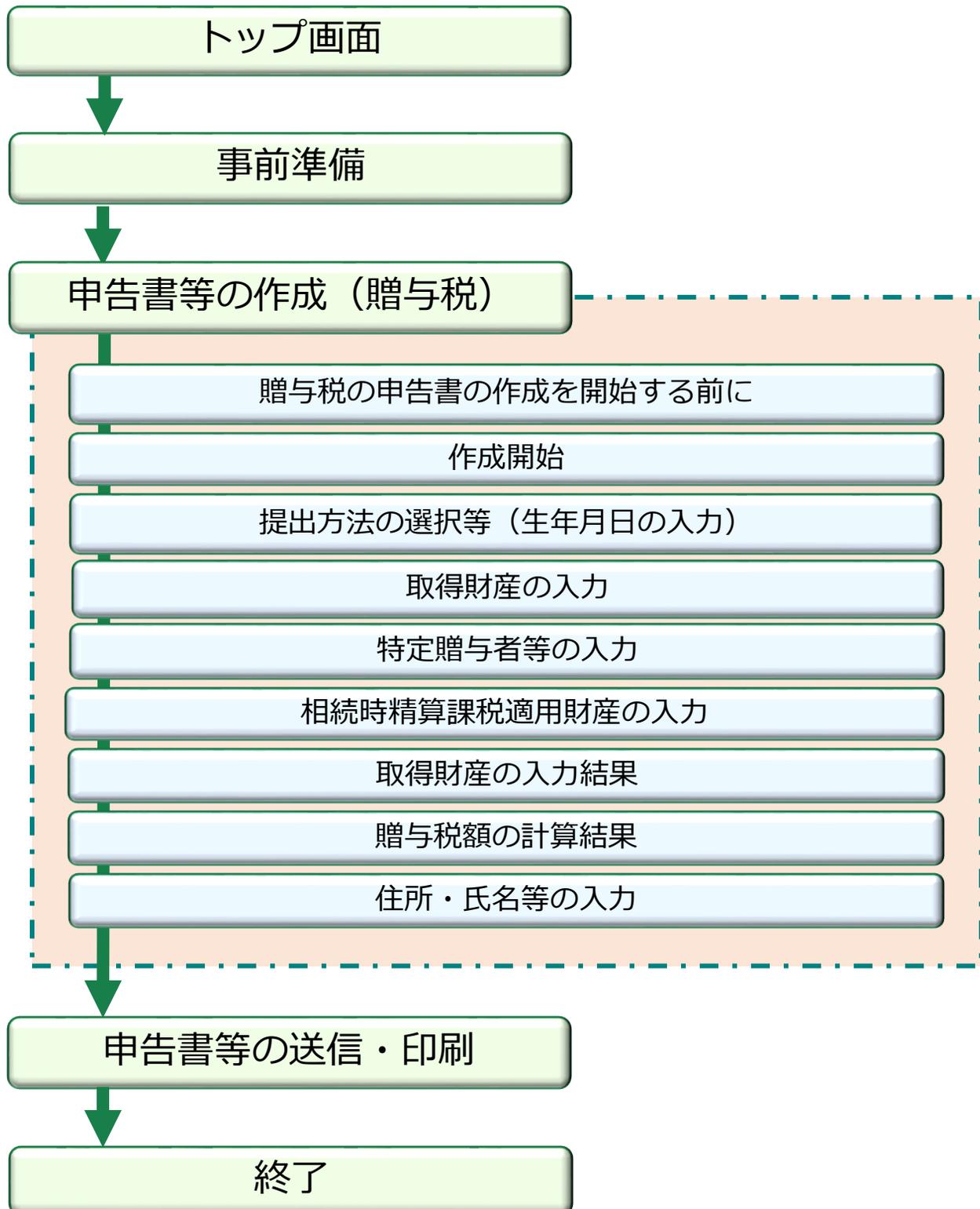
1.1 本マニュアルについて

1.1.1 本マニュアルの範囲

本マニュアルでは、相続時精算課税を適用して贈与税の申告書を作成する場合の操作手順について説明します。

本マニュアルの対象範囲は、以下のフロー図の点線枠内のとおりです。

■ 申告書作成のフロー



1.1.2 用語説明

用語	説明
相続時精算課税	贈与を受けたときに、特別控除額及び一定の税率で贈与税を計算し、贈与者が亡くなったときに相続税で精算する課税方式をいいます。
路線価方式	贈与財産が土地（宅地など）の場合に用いる評価方法で、路線価が定められている地域の評価方法をいいます。路線価とは、路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことです。千円単位で表示しています。 ※国税庁ホームページ「 財産評価基準書 路線価図・評価倍率表 」で確認することができます。 (路線価方式による評価額の計算) 路線価方式における土地の価額は、路線価をその土地の形状等に応じた奥行価格補正率などの各種補正率で補正した後に、その土地の面積を乗じて計算します。
倍率方式	贈与財産が土地（宅地など）の場合に用いる評価方法で、路線価が定められていない地域の評価方法をいいます。 ※国税庁ホームページ「 財産評価基準書 路線価図・評価倍率表 」で確認することができます。 (倍率方式による評価額の計算) 倍率方式における土地の価額は、その土地の固定資産税評価額(都税事務所、市区役所または町村役場で確認してください。)に一定の倍率を乗じて計算します。

1.1.3 凡例

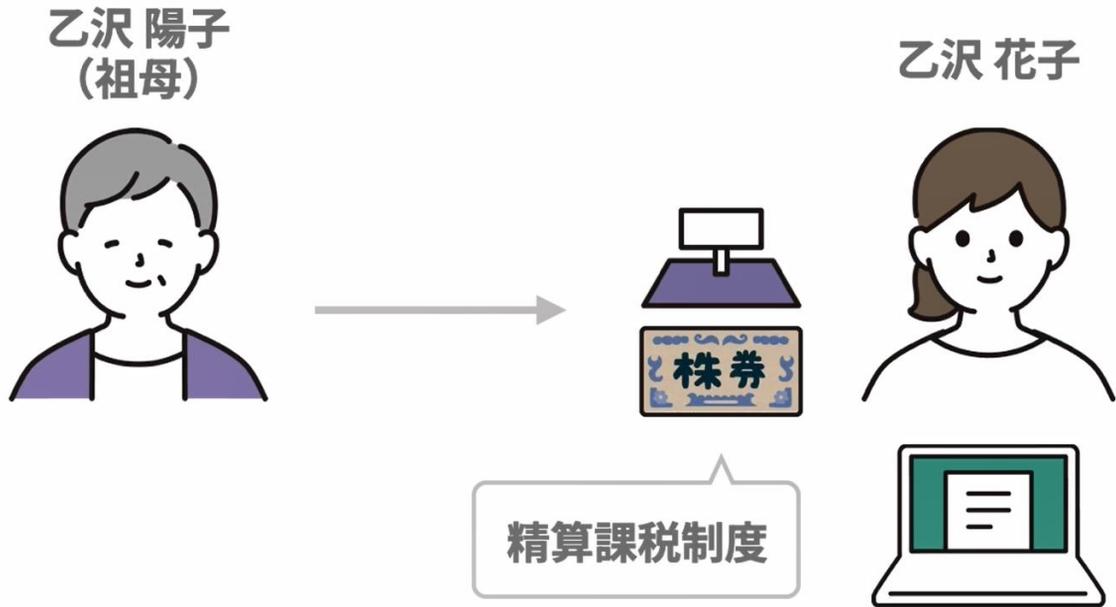
本マニュアルでは、次の記号を使用しています。

凡例	説明
注意	知っておく必要または注意する必要がある事項を記載。
参考	知っておくと便利な補足情報。
参照 ▶	関連説明の参照先。
こんなときは？	このマニュアルの事例に直接関係しない入力事項を記載。

2 申告書作成

2.1 入力事例について

2.1.1 事例の概要



- 受贈者（財産をもらった人）： 乙沢花子【申告する人】
- 特定贈与者（財産をあげた人）： 祖母（乙沢陽子）
- もらった財産： 土地（宅地、路線価地域）と有価証券（上場株式）
- 申告する方式： 相続時精算課税
- 過去の贈与税の申告状況： なし
- 祖母からの贈与について相続時精算課税を選択して初めての申告

注意

「贈与税の申告書作成コーナー」では、贈与を受けた財産の評価を済ませた後に申告書の作成を開始してください。

不動産や有価証券の評価方法については、確定申告書等作成コーナーの[よくある質問](#)や国税庁ホームページの[タックスアンサー](#)を確認してください。

2.2 操作画面について

2.2.1 贈与税の申告書の作成を開始する前に

「2.1.1 事例の概要」について申告書を作成するため「**贈与税の申告書作成開始**」をクリックします。

贈与税の申告書の作成を開始する前に

贈与税の申告書を作成するためには、贈与を受けた財産を評価する必要があります。

贈与を受けた財産の評価がお済みの方は、「贈与税の申告書作成開始(贈与税の申告書作成コーナーへ)」ボタンをクリックしてください。

※ 作成コーナーを利用して贈与税の申告書を作成することができない場合がありますので、事前にご利用になれない方をご確認ください。

贈与を受けた財産の評価がお済みでない方又は評価方法をご覧になりたい方は、[よくある質問の財産の評価](#)をご覧ください。

なお、贈与を受けた財産が土地(地目が宅地)で[路線価方式](#)により評価する方で、一定の場合に該当する方は、[土地等の評価明細書作成コーナー](#)を利用して財産の評価を行うことができます。



財産の評価がお済みの方は左のボタンをクリックしてください。

※ 現金、預貯金などの贈与を受けた方や、相続時精算課税制度の適用を受ける方も左のボタンをクリックしてください。



土地等の評価明細書作成コーナーをご利用される方は左のボタンをクリックしてください。

なお、事前にご利用になれない方及び入力に必要な書類をご確認ください。

<作成する申告書等の選択へ戻る

参考

路線価方式により評価を行う土地(地目が宅地)の贈与を受けた方で、一定の場合に該当する方は、「[土地等の評価明細書作成コーナー](#)」を利用して財産の評価を行うことができます。

2.2.2 作成開始

「**贈与税申告書作成開始**」をクリックします。

作成開始



※ 贈与税の申告書作成コーナーからe-Taxで申告書を送信後に、戸籍の謄本などの添付書類もイメージデータ(PDF形式)により送信することができます。
詳しくは、[よくある質問](#)をご覧ください。

< 戻る

2.2.3 提出方法の選択等

受贈者（財産をもらった人）の生年月日を入力し「入力終了」をクリックします。

※申告書等の提出方法は「税務署への提出方法の選択」画面（トップページの次の画面）で選んだ提出方法が既に選択されています。

2.2.4 取得財産の入力

相続時精算課税を適用するため「**相続時精算課税の適用を受ける財産**」をクリックします。

参考

該当する項目（課税方式）が複数ある場合は、1つの項目について入力を終えた後に、他の項目を選択して入力することができます。

2.2.5 特定贈与者等の入力

特定贈与者（財産をあげた人）の氏名、生年月日、続柄などを入力し、質問事項で「はい」または「いいえ」を選択して「入力終了」をクリックします。

特定贈与者(財産をあげた方)等の入力

特定贈与者の人数が2名以上の場合は、まず1名分を入力し、後の「取得財産の入力」画面の「特定贈与者を追加する」ボタンから他の特定贈与者を入力してください。

(1) 特定贈与者の氏名 フリガナ [各全角カナ11文字以内]
【必須】
セイ: オツザワ
メイ: ヨウコ

(2) 特定贈与者の氏名 漢字 [各全角10文字以内]
【必須】
姓: 乙沢
名: 陽子

(3) 特定贈与者の住所 [全角40文字以内]
【必須】
豊島区〇〇△丁目△番△号

(4) 特定贈与者の生年月日 [必須]
昭和 14 年 1 月 10 日

(5) 特定贈与者の続柄 [その他は全角3文字以内]
【必須】
続柄: 祖母

(6) あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属(子や孫など)である**推定相続人**又は孫ですか。 [必須]
 はい いいえ

(7) (1)の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるのは初めてですか。 [必須]
 はい いいえ

養子縁組などにより**年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった方**は、次の事項を入力してください。

推定相続人又は孫となった理由 [全角20文字以内]
推定相続人又は孫となった年月日 令和 5 年 月 日

過去に(1)の特定贈与者から贈与を受けた財産(相続時精算課税の適用を受けた財産に限ります。)の申告状況について入力してください。

過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円) [8桁以内] 円

< 戻る 入力内容をクリア **入力終了(次へ) >**

参考

(6)の質問事項で「はい」を選択した方で、養子縁組などにより年の途中で特定贈与者の推定相続人や孫となった場合は、以下の入力画面で「推定相続又は孫となった理由」欄と「推定相続又は孫となった年月日」欄を入力する必要があります。

養子縁組などにより**年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった方**は、次の事項を入力してください。

推定相続人又は孫となった理由 [全角20文字以内]
推定相続人又は孫となった年月日 令和 5 年 4 月 1 日

こんなときは？

入力中の特定贈与者について過去に相続時精算課税を適用している場合

入力中の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるのは初めてであるかについて「いいえ」を選択し、過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額を入力してください。

また、「入力終了」をクリックすると「過去の申告状況の入力（申告書第二表）」画面が表示されるので、その画面で申告した税務署名や年分等を入力または選択してください。

(5) 特定贈与者の続柄
【必須】 [その他は全角3文字以内]
続柄: 祖母

(6) あなたは、贈与を受けた日現在において贈与者の直系卑属(子や孫など)である推定相続人又は孫ですか。
【必須】 はい いいえ

(7) (1)の特定贈与者からの贈与について相続時精算課税の適用を受けるのは初めてですか。
【必須】 はい いいえ

養子縁組などにより年の途中で特定贈与者の推定相続人又は孫となった方は、次の事項を入力してください。

推定相続人又は孫となった理由 [全角20文字以内]
推定相続人又は孫となった年月日 令和 5 年 月 日

過去に(1)の特定贈与者から贈与を受けた財産(相続時精算課税の適用を受けた財産に限ります。)の申告状況について入力してください。

過去の年分の申告において控除した特別控除額の合計額(最高2,500万円) [8桁以内] 10,000,000円

< 戻る 入力内容をクリア **入力終了 (次へ) >**

■ 財産の所在地の入力

【参考2】を参照し、贈与を受けた財産に応じて財産の所在地を入力します。

相続時精算課税適用財産の入力

[当画面の入力例](#)

入力方法、用語等についてお分かりにならない部分があるときは、画面上の「よくある質問」をご覧ください。

[2/30件目を入力中]

1 贈与を受けた財産について入力してください。

(1) 財産を贈与により取得した日
【必須】 令和 5 年 10 月 16 日

(2) 贈与を受けた財産の種類
【必須】 種類 有価証券

(3) 贈与を受けた財産の細目
【必須】 細目 上場株式等

(4) 贈与を受けた財産の利用区分又は銘柄、名称等
利用区分 下に直接入力する
銘柄・名称等 [全角20文字以内] ○株式会社

(5) 財産の所在地 [全角60文字以内]
千代田区〇〇町X丁目X番X号 △△証券△△支店
※ 預貯金、有価証券及び生命保険金等の場合は、金融機関等の名称、支店名、所在地等を入力してください。
※ 財産の所在地が国外である場合には、右のチェックボックスにチェックを入れてください。

【参考2】 贈与を受けた財産の所在地の入力内容

贈与を受けた財産	財産の所在地
現金	特定贈与者（財産をあげた人）の住所
預貯金等	預金、貯金、金銭信託については預入先店舗などの所在地と名称
有価証券	発行人の所在地と名称（公債及び上場有価証券で保護預り、保証金の代用、担保などとして提供されているものについては、その提供先証券会社などの所在地と名称）
生命保険金	支払保険会社の所在地と名称

■ 不動産の贈与を受けた場合の入力

(1) 贈与財産が宅地（路線価方式）の場合

贈与を受けた財産の①数量(m²)、持分割合（持分がある場合）、財産の単価を入力し「計算」をクリックすると、②「財産の価額」欄に自動で計算結果が表示されます。

2 不動産、株式等の贈与を受けた場合には次の項目を入力してください。

[財産の評価方法はこちら](#)

計算ボタンをクリックすると、3の【財産の価額】に反映されます。

①

財産の数量 (m ² 、株数等) ※ あん分前の数量と持分割合を入力して計算することもできます。	[10桁以内] 86.50 (m ² 、株数等)
持分割合 ※ 持分割合を入力して計算します。○ はい ● いいえ	[各7桁以内] /
財産の単価 (路線価方式の土地の1m ² 当たり、株式の1株当たり)	[10桁以内] 300,000 円

計算

固定資産税評価額 ※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。 ※ あん分前の数量と持分割合を入力して計算することもできます。	[10桁以内] 円
持分割合 ※ 持分割合を入力して計算します。○ はい ● いいえ	[各7桁以内] /
固定資産税評価額に掛ける倍数 ※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。	[4桁以内] 倍

計算

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

②

財産の価額 【必須】	[10桁以内] 25,950,000 円
---------------	-------------------------

(2) 贈与財産が宅地（倍率方式）や家屋の場合

贈与を受けた財産の①固定資産税評価額、持分割合（持分がある場合）、固定資産税評価額に掛ける倍数を入力し「計算」をクリックすると、②「財産の価額」欄に自動で計算結果が表示されます。

①

固定資産税評価額 ※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。 ※ あん分前の評価額と持分割合を入力して計算することもできます。	[10桁以内] 745,600 円
持分割合 ※ 持分割合を入力して計算します。○ はい ● いいえ	[各7桁以内] /
固定資産税評価額に掛ける倍数 ※ 固定資産税評価額を基として評価する土地(倍率方式)及び家屋の贈与の場合にのみ入力してください。	[4桁以内] 1.1 倍

計算

3 贈与を受けた財産の価額を入力してください。

②

財産の価額 【必須】	[10桁以内] 820,160 円
---------------	----------------------

2.2.7 取得財産の入力結果（相続時精算課税）

祖母（乙沢陽子）からの贈与について、これまでの入力内容が一覧で表示されるため、内容を確認し「入力終了」をクリックします。

取得財産の入力(相続時精算課税)

[当画面の入力例](#)

特定贈与者名: 乙沢 陽子

入力内容を確認してください。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

特別控除額を控除する財産の入力結果表

取得した財産の明細 種類 細目 利用区分・銘柄等	財産を取得した年月日 財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
土地 宅地 自用地	令和5年 7 月 3 日	修正	削除
	25,950,000円		
有価証券 上場株式等 〇〇株式会社	令和5年 10 月 16 日	修正	削除
	1,450,000円		

[相続時精算課税の適用を受ける財産を追加する](#)

[< 戻る](#) [入力終了\(次へ\) >](#)

参考

一覧の入力内容を修正・削除する場合

修正を行う場合は「修正」、削除を行う場合は「削除」をクリックします。

修正ボタン	削除ボタン
修正	削除

一覧の入力内容を追加する場合

本画面で表示されている特定贈与者からの贈与財産について、贈与財産の追加を行う場合は「相続時精算課税の適用を受ける財産を追加する」をクリックします。

[相続時精算課税の適用を受ける財産を追加する](#)

2.2.8 取得財産の入力結果

特定贈与者ごとに入力状況が一覧で表示されるため、内容を確認し「入力終了」をクリックします。

取得財産の入力

[当画面の入力例](#)

入力内容を確認してください。
[住宅取得等資金の非課税](#)の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。
該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力が終わった時点で、他の項目を選択して入力することができます。
取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力結果表

No.	特定贈与者	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	乙沢 陽子	令和5年 7 月 3 日	土地	25,950,000円	修正	削除
		令和5年 10 月 16 日	有価証券	1,450,000円		

[特定贈与者を追加する](#)

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

一般の贈与
(基礎控除額 110万円)

一般の贈与([暦年課税](#))の財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高2,000万円)

配偶者控除の特例([暦年課税](#))の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

登記事項証明書の添付を省略する
登記事項証明書の添付を省略するために配偶者控除の適用を受ける財産に係る不動産番号を入力する場合は、上のチェックボックスにチェックを入れてください。
なお、チェックを入れた場合は、以下の財産が合計7件以上となる申告書は作成することができません。

- 一般の贈与(一般税率)
- 配偶者控除の適用を受ける財産

※ 登記事項証明書の添付の省略について、詳しくは[よくある質問](#)をご覧ください。

< 戻る (提出方法の選択等へ)ここまでの入力内容を保存する入力終了(次へ) >

※ 作成を中断する場合は、中央の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

参考

一覧の入力内容を修正・削除する場合

修正を行う場合は「修正」、削除を行う場合は「削除」をクリックします。

修正ボタン	削除ボタン
修正	削除

一覧の入力内容を追加する場合

他の特定贈与者の追加を行う場合は「特定贈与者を追加する」をクリックします。

[特定贈与者を追加する](#)

■ 他の項目を追加する

一般の贈与のほかに特例の適用を受ける財産を追加で入力する場合には、該当するボタンをクリックし入力を進めます。

取得財産の入力

[当画面の入力例](#)

入力内容を確認してください。

[住宅取得等資金の非課税](#)の適用を受ける場合は、非課税の財産から入力することをお勧めします。

該当する項目が2つ以上ある場合には、該当する項目のいずれか1つの入力終了した時点で、他の項目を選択して入力することができます。

取得財産の入力が全て終了している場合は、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

相続時精算課税の適用を受ける財産の入力結果表

No	特定贈与者	財産を取得した年月日	取得した財産の種類	財産の価額	修正ボタン	削除ボタン
1	乙沢 陽子	令和5年 7 月 3 日	土地	25,950,000円	修正	削除
		令和5年 10 月 16 日	有価証券	1,450,000円		

他の項目を追加入力する場合は以下のボタンをクリックしてください。

一般の贈与
(基礎控除額 110万円)

住宅取得等資金の非課税
の適用を受ける財産

配偶者控除の適用を受ける財産
(配偶者控除額 最高 2,000万円)

一般の贈与([暦年課税](#))の財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

[住宅取得等資金の非課税](#)の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

※ 住宅取得等資金の非課税の適用を受けるには、贈与税の申告期限(令和5年分は令和6年3月15日(金))までに、贈与税の申告書及び添付書類を受贈者の住所地の所轄税務署長に提出しなければなりません。

[配偶者控除の特例](#)([暦年課税](#))の適用を受ける財産の入力は左のボタンをクリックしてください。

登記事項証明書の添付を省略する

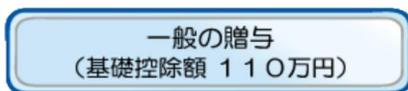
登記事項証明書の添付を省略するために配偶者控除の適用を受ける財産に係る不動産番号を入力する場合は、上のチェックボックスにチェックを入れてください。

なお、チェックを入れた場合は、以下の財産が合計7件以上となる申告書は作成することができません。

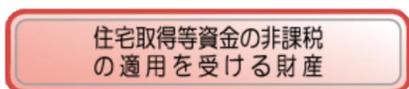
- ・ 一般の贈与(一般税率)
- ・ 配偶者控除の適用を受ける財産

※ 登記事項証明書の添付の省略について、詳しくは[よくある質問](#)をご覧ください。

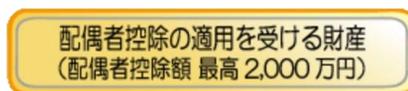
参照 ▶ 以下のボタンをクリックした後の操作画面については、別マニュアルを参照。



暦年課税(特例税率)を適用する場合(一般の贈与)編
2.2.5 一般の贈与がある方の入力(贈与者情報の入力)



住宅取得等資金の非課税を適用する場合編
2.2.5 非課税の適用要件チェック(その1)



配偶者控除の特例を適用する場合編
2.2.5 配偶者控除の特例要件チェック

2.2.9 贈与税額計算結果表示

①贈与を受けた財産や②納付すべき贈与税額等について計算内容を確認し、全ての確認が終わったら「入力終了」をクリックします。

贈与税額計算結果表示

あなたの贈与税額の計算結果(申告書第一表)は以下のとおりです。
暦年課税分に係る外国税額の控除額のある方又は医療法人持分税額控除の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「控除額の入力」ボタンをクリックし、控除額を入力してください。
なお、相続時精算課税分に係る外国税額の控除額のある方は、「相続時精算課税の計算結果を見る」ボタンから入力してください。

取得した財産の明細 種類 / 細目 / 利用区分・銘柄等		財産を取得した年月日 財産の価額
i 特例贈与財産分		円
		円
	特例贈与財産の価額の合計額 (1)	円
ii I 暦年課税分 一般贈与財産分		円
		円
	一般贈与財産の価額の合計額 (2)	円
	配偶者控除額 (3)	円
	差引税額 (10)	円

①

相続時精算課税分		
相続時精算課税分の課税価格の合計額 (11)		27,400,000円
相続時精算課税分の差引税額の合計額 (12)		480,000円

[相続時精算課税の計算結果を見る](#)

※ 相続時精算課税分に係る外国税額の控除額のある方は、上のボタンから入力してください。

農地等の納税猶予、株式等の納税猶予、特例株式等の納税猶予、医療法人持分納税猶予又は事業用資産の納税猶予の特例の適用を受ける方は、対応する欄の「猶予税額の入力」ボタンをクリックし、納税猶予税額を入力してください。

課税価格の合計額 (13)		27,400,000円
差引税額の合計額 (14)		480,000円
農地等納税猶予税額 (15)	猶予税額の入力	円
株式等納税猶予税額 (16)	猶予税額の入力	円
特例株式等納税猶予税額 (17)	猶予税額の入力	円
医療法人持分納税猶予税額 (18)	猶予税額の入力	円
事業用資産納税猶予税額 (19)	猶予税額の入力	円
申告期限までに納付すべき税額 (20)		480,000円

②

あなたが令和6年3月15日(金)までに納付すべき令和5年分の贈与税額は
480,000円です。

[< 戻る](#) [ここまでの入力内容を保存する](#) [入力終了\(次へ\) >](#)

※ 作成を中断する場合は、中央の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

注意

- 贈与税額が0円であっても、**初めて相続時精算課税の適用を受ける場合には、期限内申告が必要です。**
- 税額の控除や納税の猶予の適用を受ける場合は、この画面から入力します。

2.2.10 住所・氏名等の入力

納付手続を確認後、①通知方法の選択（e-Taxでの通知希望）や②住所・氏名等を入力し「次へ」をクリックします。

住所・氏名等の入力

納付について

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。

※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

各納付方法の詳細については、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

納付手続名	納付方法	期限	手数料
電子納税	e-Taxを利用してダイレクト納付（e-Taxによる口座振替）又はインターネットバンキング等から納付する方法です。	令和6年3月15日（金）	不要です ※インターネットバンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料がかかります。

通知方法の選択

この申告書に係る通知等がある場合、e-Taxでの通知を希望しますか？

はい いいえ

※ e-Taxへ通知書が格納された場合、e-Taxにご登録いただいているメールアドレスへお知らせします。登録していない場合は、e-Taxにログインして登録することができます。

[通知書の確認方法はこちら](#)

※ e-Taxでの通知ができない場合には、書面で通知書が送付されます。

住所・氏名等

※ 所得税等で納税地の届出等をしている方は、こちらをご参照ください。

- 郵便番号
※ 「住所検索」ボタンをクリックすると、入力した郵便番号から確認できる住所、都道府県名及び税務署名が自動的に入力されます。
※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらをご参照ください。
[半角数字3桁] — [半角数字4桁]
xxxx — xxxx [住所検索](#)
- 住所
※ 郵便番号から検索できなかった方は、「市区町村選択」ボタンをクリックして都道府県市区町村を選択してください。
※ 東日本大震災により避難されている方は、こちらをご参照ください。
都道府県市区町村
東京都板橋区 [市区町村選択](#)
○○△丁目×番×号
[都道府県市区町村と合計で全角28文字以内（数字等も全角）]
(例) ○○町1-1-1
[全角28文字以内（数字等も全角）]
(例) アパート名、号室
- 申告書等を提出する税務署名
【必須】
[税務署の所在地及び管轄区域](#)
都道府県: [東京都] 税務署名: [板橋] 税務署
- 申告書等を提出する年月日
令和 6 年 2 月 22 日
- あなた（財産を取得した方）の氏名
【必須】
フリガナ
[各全角カナ11文字以内]
セイ: [オツザワ] (例) コクセイ
メイ: [ハナコ] (例) タロウ
- あなた（財産を取得した方）の氏名
【必須】
漢字
[各全角10文字以内]
姓: [乙沢] (例) 国雄
名: [花子] (例) 太郎
- マイナンバー（個人番号）
※ マイナンバーカードなどから確認して入力してください。
[半角数字4桁] — [半角数字4桁] — [半角数字4桁]
**** — **** — ****
 マイナンバーの入力値を表示する。
- 職業
[全角11文字以内]
自営業 (例) 会社員
- 電話番号
[半角数字合計14桁以内]
xxx — xxxx — xxxx

[戻る](#) [ここまでの入力内容を保存する](#) [✓ 申告書等作成終了 次へ >](#)

※ 作成を中断する場合は、中央の「ここまでの入力内容を保存する」ボタンをクリックしてください。

納付に関する表示について

贈与税額がある場合に、利用できる納付方法について案内が表示されます。
 ※「スマホアプリ納付」と「コンビニQR納付」については、**贈与税額が30万円以下**の場合に表示されます。

納付について

納付は、以下のいずれかの方法で行ってください。

※申告書の提出後に、税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありませんので、ご注意ください。

各納付方法の詳細については、[国税庁ホームページ](#)をご覧ください。

納付手続名	納付方法	期限	手数料
電子納税	e-Taxを利用してダイレクト納付(e-Taxによる口座振替)又はインターネットバンキング等から納付する方法です。	令和6年3月15日(金)	不要です ※インターネットバンキング等を利用して納付される場合、利用のための手数料がかかる場合があります
クレジットカード納付	「国税クレジットカードお支払サイト」(外部サイト)上での手続により、納付受託者へ国税の納付を委託する方法です。 <注意事項> クレジットカード納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。	令和6年3月15日(金)	納付税額に応じた決済手数料がかかります ※決済手数料は国の収入になるものではありません
スマホアプリ納付	「国税スマートフォン決済専用サイト」(外部サイト)上での手続により、納付受託者へ国税の納付を委託する方法です。 メッセージボックスから納付手続を行ってください。 利用可能なPay払いは こちら をご確認ください。 <注意事項> スマホアプリ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。	令和6年3月15日(金)	不要です
コンビニQR納付	申告書等とともに、コンビニ納付用QRコードを出力し、利用可能なコンビニエンスストアで納付する方法です。 利用可能なコンビニエンスストアは こちら をご確認ください。 <div style="background-color: #006633; color: white; padding: 5px; text-align: center;"> コンビニ納付用QRコードを作成する <input type="checkbox"/> </div> <注意事項> コンビニ納付をした場合、納付済の納税証明書の発行が可能となるまで、3週間程度かかる場合があります。	令和6年3月15日(金)	不要です
窓口納付	金融機関又は所轄の税務署の窓口で納付する方法です。 納付書は一部の金融機関及び全国の税務署の窓口に用意しています。	令和6年3月15日(金)	不要です

注意

納付手続には様々な方法がありますので、ご自身で選択し上記の期限までに手続を行ってください。

※申告書の提出後に税務署から納付書の送付や納税通知等のお知らせはありません。

■ 通知方法の選択（e-Taxでの通知希望）

e-Tax（マイナンバーカード方式のみ）で送信する場合に表示されます。

なお、初期設定では「いいえ」が選択されているため、**e-Taxでの通知※を希望する場合は、「はい」を選択します。**

※贈与税に関する通知書は、「加算税の賦課決定通知書」のみとなります。

通知方法の選択

この申告書に係る通知等がある場合、[e-Taxでの通知](#)を希望しますか？

はい いいえ

※ e-Taxへ通知書が格納された場合、[e-Taxにご登録いただいているメールアドレス](#)へお知らせします。登録していない場合は、e-Taxにログインして登録することができます。

[通知書の確認方法はこちら](#)

※ e-Taxでの通知ができない場合には、書面で通知書が送付されます。

参考

通知等の選択で「いいえ」を選択した場合は、書面で通知書が送付されます。

注意

「住所・氏名等の入力」画面より先の画面については、画面の案内に沿って操作を進めます。e-Taxの場合は、申告書等のデータを送信してください。

書面提出の場合は、申告書等を印刷して郵送等により税務署等に提出してください。